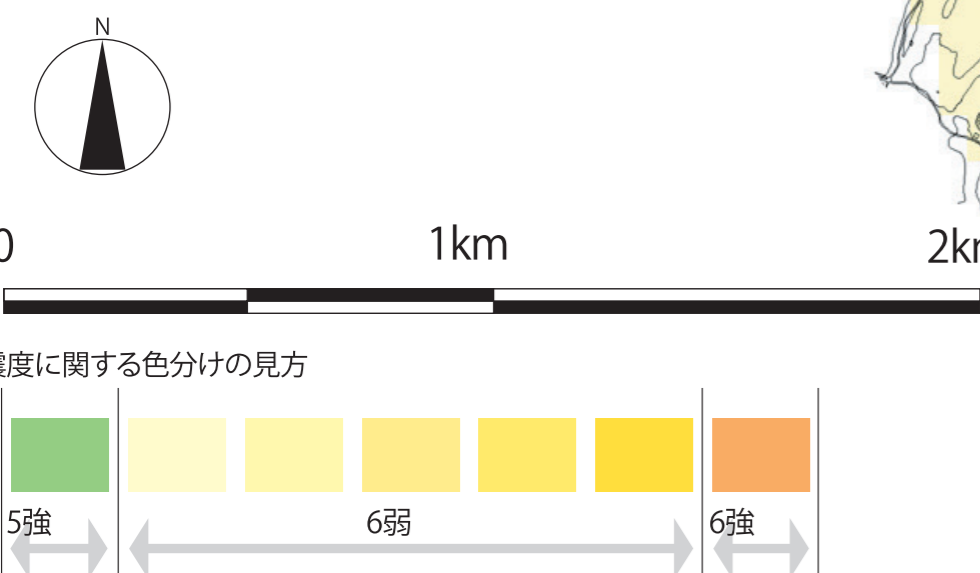
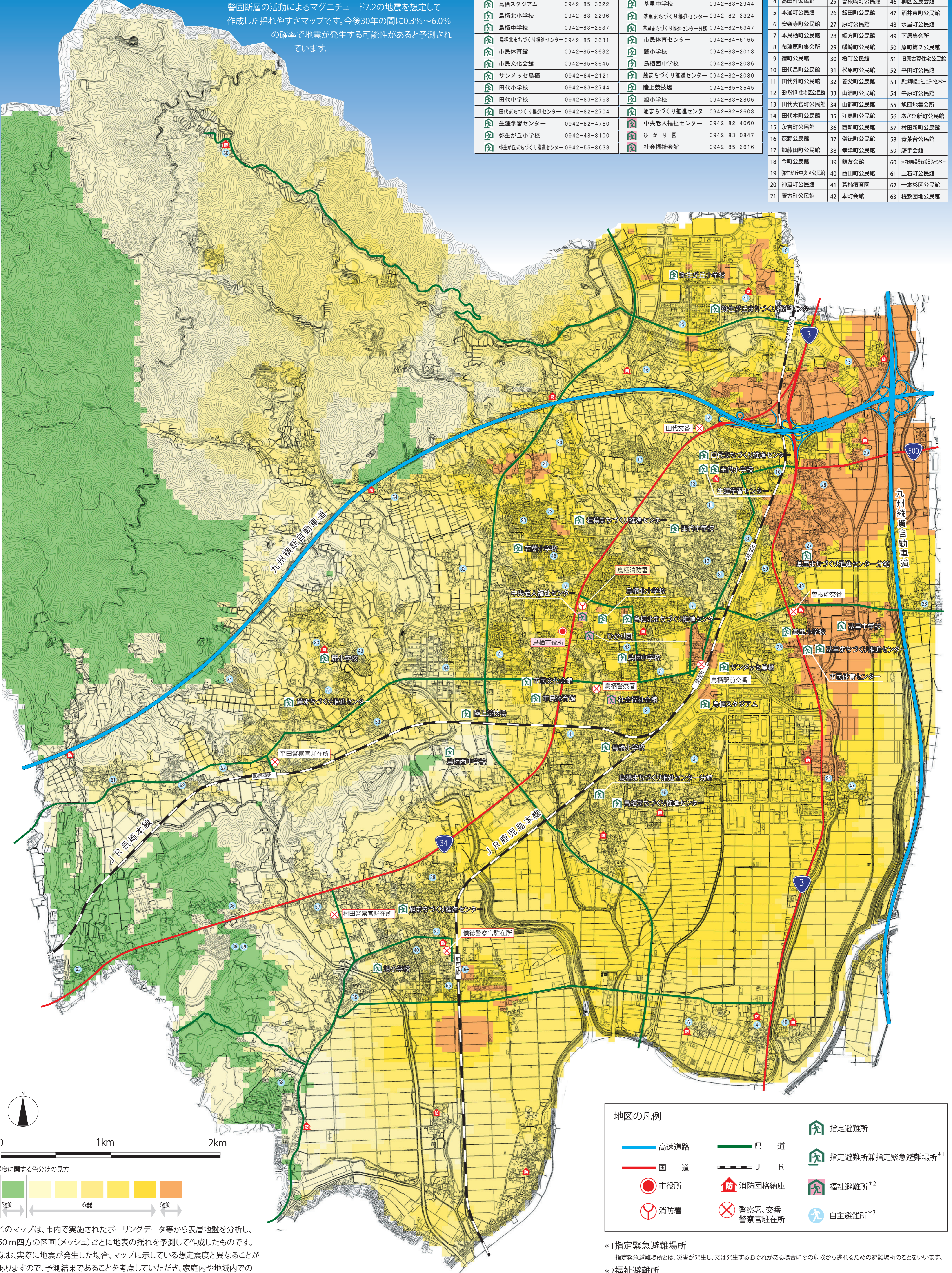


鳥栖市地震防災マップ

警固断層の活動によるマグニチュード7.2の地震を想定して作成した揺れやすさマップです。今後30年の間に0.3%～6.0%の確率で地震が発生する可能性があると考えられています。

避難所及び連絡先			
鳥栖小学校	0942-83-2535	若葉小学校	0942-82-8722
鳥栖まちづくり推進センター	0942-83-1686	若葉まちづくり推進センター	0942-84-6122
鳥栖まちづくり推進センター分館	0942-83-0024	基里小学校	0942-83-2288
鳥栖スタジアム	0942-85-3522	基里中学校	0942-83-2944
鳥栖北小学校	0942-83-2296	基里まちづくり推進センター	0942-82-3324
鳥栖中学校	0942-83-2537	基里まちづくり推進センター分館	0942-82-6347
鳥栖北まちづくり推進センター	0942-85-3631	市民体育センター	0942-84-5165
市民体育館	0942-85-3632	麓小学校	0942-83-2013
市民文化会館	0942-85-3645	鳥栖西中学校	0942-83-2086
サンメッセ鳥栖	0942-84-2121	麓まちづくり推進センター	0942-82-2080
田代小学校	0942-83-2744	陸上競技場	0942-85-3545
田代中学校	0942-83-2758	旭小学校	0942-83-2806
田代まちづくり推進センター	0942-82-2704	旭まちづくり推進センター	0942-82-2603
生涯学習センター	0942-82-4780	中央老人福祉センター	0942-82-4060
弥生が丘小学校	0942-48-3100	ひかり園	0942-83-0847
弥生が丘まちづくり推進センター	0942-55-8633	社会福祉会館	0942-85-3616

町区公民館等自主避難所		
1 轟木町公民館	22 浅井町集会所	43 桜ヶ丘町公民館
2 秋葉町公民館	23 古賀田地区公民館	44 蔵上公民館
3 藤木町公民館	24 酒井西町公民館	45 今泉町公民館
4 高田町公民館	25 曾根崎町公民館	46 柳地区公民館
5 本通町公民館	26 飯田町公民館	47 酒井東町公民館
6 安楽寺町公民館	27 原町公民館	48 水屋町公民館
7 本鳥栖町公民館	28 姫方町公民館	49 下原集会所
8 布津原町集会所	29 幡崎町公民館	50 原町第2公民館
9 宿町公民館	30 桜町公民館	51 旧原古賀住宅公民館
10 田代町公民館	31 松原町公民館	52 平田町公民館
11 田代外町公民館	32 養父町公民館	53 原古賀町公民館
12 田代外住宅区公民館	33 山浦町公民館	54 牛原町公民館
13 田代大官町公民館	34 山部町公民館	55 旭団地集会所
14 田代本町公民館	35 江島町公民館	56 あさひ新町公民館
15 永吉町公民館	36 西新町公民館	57 村田新町公民館
16 萩野公民館	37 儀徳町公民館	58 青葉台公民館
17 加藤田町公民館	38 幸津町公民館	59 騎手会館
18 今町公民館	39 親友会館	60 河内町公民館
19 弥生が丘中央区公民館	40 西田町公民館	61 立石町公民館
20 神辺町公民館	41 若穂康育園	62 一本杉区公民館
21 萱方町公民館	42 本町会館	63 機敷団地公民館



このマップは、市内で実施されたボーリングデータ等から表層地盤を分析し、50m四方の区画(メッシュ)ごとに地表の揺れを予測して作成したものです。なお、実際に地震が発生した場合、マップに示している想定震度と異なることがありますので、予測結果であることを考慮していただき、家庭内や地域内の防災対策にご活用ください。

このマップに関するお問合せ先は
〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市役所 総務部 総務課 防災係
TEL:0942-85-3506 FAX:0942-82-1994

地図の凡例	
	高速道路
	県道
	国道
	J R
	市役所
	消防署
	警察署、交番 警察官駐在所
	指定避難所
	指定避難所兼指定緊急避難場所 ^{*1}
	福祉避難所 ^{*2}
	自主避難所 ^{*3}

***1指定緊急避難場所**
指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所のことをいいます。

***2福祉避難所**
福祉避難所とは、障害者や高齢者など避難に支援が必要な方(要配慮者)が避難する施設をいいます。

***3自主避難所**
自主避難とは、災害発生時に避難勧告や避難指示が出されていない状況で、自主避難することをいいます。まちづくり推進センターといった公共施設のほか、あらかじめ市に登録してある町区公民館などが自主避難所となっています。また、町区公民館等に自主避難する場合は、事前に町区の区長に確認してください。(毛布や枕は準備していますが、数に限りがありますので、なるべくご持参下さい。)